

○厚生労働省告示第三百七十三号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十九条第一項及び第八十二条の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。ただし、ジスチグミン臭化物（眼科用剤を除く。）であつて平成二十二年十月二十六日以前に製造販売の承認を受けたものについては、平成二十三年八月二十日までの間は、この告示による改正後の薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の規定は、適用しない。

平成二十二年十月二十七日

厚生労働大臣 細川 律夫

- 第八号中 (888) を (896) とし、 (869) から (887) までを (877) から (895) までとし、 (868) を (875) とし、その次に次のように加える。
- (876) レボセチリジン
- 第八号中 (867) を (874) とし、 (811) から (866) までを (818) から (873) までとし、 (810) を (816) とし、その次に次のように加える。
- (817) 1―メントールであつて、専ら疾病の診断の補助に使用されることが目的とされているもの
- 第八号中 (809) を (815) とし、 (714) から (808) までを (720) から (814) までとし、 (713) を (718) とし、その次に次のように加える。
- (719) ヘキサシアノ鉄(二)酸鉄(三)
- 第八号中 (712) を (717) とし、 (574) から (711) までを (579) から (716) までとし、 (573) を (577) とし、その次に次のように加える。

- | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|---|-------|--|---|-------|--------------------------------|---|-------|------------------------------------|---|-------|------------------------------------|
| (150) | 第八号中
エル
トロ
ンボ
パグ
オラ
ミン | (304)
を
(305)
とし、
(150)
から
(303)
まで
を
(151)
から
(304)
まで
とし、
(149)
の次
に次
のよ
うに
加え
る。 | (307) | 第八号中
ジス
チグ
ミン
臭化
物。
た
だ
し、
眼
科
用
剤
を
除
く。 | (519)
を
(521)
とし、
(306)
から
(518)
まで
を
(308)
から
(520)
まで
とし、
(305)
を
(306)
とし、
その
次に
次の
よ
うに
加え
る。 | (523) | 第八号中
トル
バ
プ
タ
ン | (553)
を
(556)
とし、
(521)
から
(552)
まで
を
(524)
から
(555)
まで
とし、
(520)
を
(522)
とし、
その
次に
次の
よ
うに
加え
る。 | (558) | 第八号中
ネ
パ
フ
エ
ナ
ク | (572)
を
(576)
とし、
(555)
から
(571)
まで
を
(559)
から
(575)
まで
とし、
(554)
を
(557)
とし、
その
次に
次の
よ
うに
加え
る。 | (578) | 第八号中
パ
リ
ペ
リ
ド
ン |
|-------|--|---|-------|--|---|-------|--------------------------------|---|-------|------------------------------------|---|-------|------------------------------------|